

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	子ども手当の受給資格の認定の適正性を確保するための調査等
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室
関係部局・課室	—
評価実施時期	平成22年1月
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>I 受給資格の認定を適正かつ効率的に実施するため、以下の規制を新設する。</p> <p>○ 子ども手当をもらうため、また、子ども手当の額を増額するためには申請手続きが必要であることとする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども手当の支給を受けようとする者は、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。ただし、公務員の場合は所属する行政組織の長とする。以下単に「市町村長」と表記する。)に対し、受給資格及び支給されるべき子ども手当の額について、認定の申請をしなければならないこととする。他の市町村へ転出した場合は改めて、転出先の市町村に対し、認定の申請をしなければならないこととする</li> <li>・ 子ども手当の額を増額を求める場合も、子ども手当の受給者が市町村長に対し、認定の申請をしなければならないこととする。</li> <li>・ また、法には規定しないが、今後整備する厚生労働省令において、上記申請内容を確認できる資料の提出を求めることとする予定である。</li> </ul> <p>II 子ども手当の受給資格等に係る現況を効率的に把握し、制度の適正な運営を図るため、以下の規制を新設する。</p> <p>① 子ども手当の受給者は平成22年6月1日において雇用されているかどうかについて市町村長に届け出なければならず、また、受給資格がなくなった等の場合には、市町村長に届け出なければならないこととする。 正当な理由なくこれらの届出を行わなかった場合には、子ども手当の支払いを一時差し止めることができるものとする。</p> <p>② 市町村長が必要があると認めるときは、受給資格者に、受給資格の有無等について、書類の提出を命じたり、質問することがあり得、また、これに応じなかった場合には、子ども手当の全部又は一部が支給されないことがあり得ることとする。正当な理由なくこの命令に従わず、又は質問に応じなかった場合は、子ども手当の全部又は一部を支給しないことができることとする。</p> <p>③ 市町村長が必要があると認めるときは、受給資格者を雇用する者その他関係者に対して、市町村長は、子ども手当の支給に関係して必要な事項の報告を求めることができることとする。</p> <p>III 子ども手当を不正に受給することを防止するために、以下の規制を新設する。</p> <p>○ 偽りその他不正の手段により子ども手当を受給した者には、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金を科すこととする。</p> <p>○ 市町村長は、偽りその他不正の手段により子ども手当を受給した者から、受給額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる旨の規定を設けることとするが、これは不正利得の徴収であることから、規制には当たらない。</p>
(根拠条文)	<p>新設する「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」(以下「法」という。)において、以下のとおり規定することとする。</p> <p>I 法第6条、法第8条</p> <p>II ①法第10条、法第27条②法第9条、法第28条、③法第29条</p> <p>III 法第13条、法第33条</p>

<p>想定される代替案</p>	<p>Iについて 申請に当たっては、子どもと同居していること又は監護及び生計を同じくしていることを明らかにする書類の提出は求めないこととする。</p> <p>IIについて ①について、子ども手当の受給者が正当な理由なく、届出をせず、又は書類を提出しないときに、市町村長は、子ども手当の支払を一時差し止めることはできないこととする。 ②について、市町村長は、その職員に子ども手当の支給申請者又は受給者に対して質問させることはできないこととする。 ③について、市町村長は、子ども手当の支給申請者や受給者の雇用主その他の関係者に対しては報告を求めることはできないこととする。</p> <p>IIIについて 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者に対して、刑罰は科さないこととする。</p>	
<p>想定される費用</p>	<p>新設・改廃する規制案</p>	<p>代替案</p>
<p>(遵守費用)</p>	<p>I、II①②③について 子ども手当の支給を受けようとする者には、受給資格及び子ども手当の額の認定請求(子ども手当の増額の場合は増額の認定請求)の手続を行う費用、届出を行う費用、必要に応じ市町村長から求められた書類を提出する費用や質問に答える費用が生じ、かつ、正当な理由なくこれらに応じなかった場合には、子ども手当の支給の全部又は一部を支給しないこともあり得ることとなる。 また、これらの者の雇用主等関係者も、市町村長から何らかの報告を求められることがあり、これに従った場合には対応に要する費用が生じる。</p> <p>IIIについて 不正に子ども手当を受給した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されるという費用が生じる。</p>	<p>子ども手当の支給を受けようとする者には申請手続きを行う費用が生じる。子ども手当の受給者には増額を求める際に手続きを行う費用、必要に応じ市町村長から求められた書類を提出する費用、届出を行う費用が生じる。 また、下記「行政費用」のとおり市町村における事務の遅滞、停滞により、支給の遅延も想定される。</p>
<p>(行政費用)</p>	<p>市町村において、必要に応じて、受給資格者等からの書類の徴収、その確認及び調査等の業務が発生する。</p>	<p>子ども手当の支給申請者及び受給者からの申請内容について、市町村において、情報を収集し確認を行う必要が生じるが、特に、父母でない者についての監護や生計維持関係の調査には膨大な手間を要し、また、認定の適正性が確保されない場合が増加するものと見込まれる。また、受給資格等に関し疑義がある場合でも、申請者への質問ができず、その雇用主等関係者からの報告を求めることができないなど、必要な調査が行えないおそれがある。これらのことから、受給資格の認定や支給に係る事務の遅滞、停滞が生じ、行政費用が増大することが想定される。</p>

(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	不正受給に対して罰則を科さず、市町村長による徴収のみで担保することとなるため、不正受給を防止する効果が十分でないと考えられ、不要な支出が生じ社会的費用を増大させることが想定される。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(市町村(※)への便益) ※市町村:市町村等制度を運用する者をいう。以下同じ。	子ども手当の支給開始及び継続のために必要な情報を、受給資格者、受給資格者の雇用主及びその他関係者から入手できることから、子ども手当の支給要件に係る受給資格の認定等の事務を公正に執行することができ、子ども手当の支給事務の適正性及び迅速性を効率的に担保することができ、認定や支給に係る費用が低減できる。 また、不正受給の場合の罰則を設けることで、不正な請求を防止することができることから、不要な徴収費用を避けることができる。 以上のとおり、これらの規制により制度の運用費用が低減できる。	子ども手当の支給に必要な情報の一部を受給資格者から入手することから、子ども手当の支給に係る事務を迅速に行うことができ、認定や支給に係る費用が一定程度低減される。
(国民全体への便益)	上記のとおり、支給事務の効率化、不正受給の防止により、制度の運用費用が低減でき、限られた財源を有効に活用することができる。	制度の運用費用を一定程度低減することができ、限られた財源を一定程度有効に活用することができる。

分析結果	<p>Iについて</p> <p>代替案では、子ども手当の支給申請者や受給者が認定を受けるための提出物は申請書のみとなり、この点において、費用は減少する。</p> <p>しかし、代替案では、支給要件を満たしているかどうか、申請書類のみでは確認ができないこととなり、これを確認するためには、新設する規制案で提出を求めることを予定しているものと同程度の情報について、職員が後日、何らかの形で入手する必要が生じ、受給資格の認定事務に膨大な時間と手間が生ずる。</p> <p>一方、新設する規制案は、申請と同時に支給要件を満たすかどうか確認するための書類を提出するのみであることから、代替案と比べて子ども手当に過度の負担をかけるものではない。以上から、新設する規制案の方が適切である。</p> <p>IIについて</p> <p>各種の届出は、子ども手当の受給者の現況を把握し、制度の適正な運営を図るために求めるものであるが、代替案では、届け出を怠った場合にも支給の差し止めが行われないため、正当な理由がないのに届出を行わない受給者が相当数出ること考えられ、受給資格に関する確認ができない場合にも支給を差し止めることができず受給資格をすでに喪失している者へ支給してしまうなど、制度運営に重大な支障が生じるおそれがある。</p> <p>また、受給資格者らは市町村の職員の質問に応ずる必要がなく、雇用主等関係者においては報告を求められることがないことから、これらの点において、費用は減少するが、新設する規制案よりも市町村の職員による調査が制限され虚偽の申請や報告をしている可能性がある場合に、これを確かめる手段に乏しく、制度の適正性が担保されない。以上から、より確実な届出が担保される、新設する規制案の方が適切である。</p> <p>IIIについて</p> <p>代替案では不正受給者に対して罰則を科さないため、不正受給を防止する効果が新設する規制案よりも著しく弱いと考えられ、不要な支出が生じる可能性が高まる。その結果、不正利得の徴収費用が生じるのみならず、制度の信頼性が損われ、費用負担者である国民の納得が得られないものとなることが懸念される。以上から、新設する規制案の方が適切である。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>・平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて(平成21年12月23日国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣合意)(抄)</p> <p>1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。</p> <p>(1)中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。</p> <p>(2)所得制限は設けない。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>政府は、子ども手当の平成23年度以降制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしている。(法附則第2条)</p>
備考	<p>—</p>